

土岐市教育委員会教育行事の共催等及び賞状交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土岐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外のものが行う教育行事について、教育委員会が共催、後援、協賛、又は推薦（以下「共催等」という。）し、及び表彰状又は感謝状（別に定めるものを除く。以下「賞状」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(共催等の区分)

第2条 教育委員会が行う共催等は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 共催 教育委員会が主催者の一員として参加するに足り得る公益性の非常に高い教育行事であると認められるもの。
- (2) 後援 教育委員会が趣旨に賛同し、積極的に支援する価値のある教育行事であると認められるもの。
- (3) 協賛 教育行事が公益性を有し、地域の発展や市民の知識向上等に寄与すると認められるもの。
- (4) 推薦 映画、観劇、図書等の趣旨、内容等について教育委員会が積極的に市民への普及を促したいと認めるもの。

(賞状の交付)

第3条 教育委員会は、第6条第1項の規定により共催等の承認をした教育行事に関し、公益上特に必要と認めるときは、賞状を交付することができる。

(共催等の申請)

第4条 共催等又は賞状交付の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、その教育行事を開催する14日前までに、共催等承認申請書（別記様式第1号）又は賞状交付承認申請書（別記様式第2号）に教育行事の概要を示す資料を添付し、教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

(審査)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、受け付けた日から7日以内に共催等又は賞状交付の承認の可否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の審査に当たっては、教育行事が次の各号に該当することを確認しなければならない。

- (1) 教育的に有意義なものであること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 特定の政党若しくは団体又は宗教若しくは宗派を支持し、又は支援するものでないこと。
- (4) 特定の思想又は主義主張を浸透させる目的を有しないこと。
- (5) 事業の規模又は対象範囲が、原則として小学校区単位以下でないこと。
- (6) 参加者等に対して過重な負担を負わせないものであること。

(7) 原則として市内又は近隣市町村で開催されるものであること。但し、国・県等の機関の共催等を受けたものは、この限りではない。

(8) その他教育行政の運営に支障をきたさないものであること。

(決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づき、共催等又は賞状交付の承認を決定したときは、共催等・賞状交付承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。この場合において、必要な条件を付することができる。

2 教育委員会は、共催等又は賞状交付を承認しないと決定したときは、共催等・賞状交付不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

(承認の取り消し)

第7条 教育委員会は、申請者が偽りその他不正行為により承認を受けた場合、承認を受けた内容がこの要綱に定める承認の条件に該当しなくなった、又は該当しなくなるおそれがあると認められる場合は、承認を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく共催等又は賞状交付の承認を取り消した場合は、申請者に対し共催等・賞状交付取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づき共催等又は賞状の承認の取り消しにより生じた経費は、申請者の負担とする。

(結果報告)

第8条 第6条第1項の規定に基づき賞状交付の承認を受けたものは、その教育行事が終了したときは、行事終了後30日以内に賞状受領及び受賞者報告書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共催等及び賞状交付の承認について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 土岐市教育委員会共催及び後援基準（昭和58年4月1日教育長決定）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日の前日までに共催等承認申請及び賞状交付承認申請があったものは、従前の例による。